

種苗法改定に関する意見書

ことし1月から開催されている通常国会では、種苗法改定案について審議入りしようとしている。種苗法は、品質登録をした者の権利「知的財産権」を守る法律である。

今回の「種苗法の一部を改正する法律案の概要」には、農家の自家採種、増殖を有料の許諾制にすることが明記されている。農水省によると適用されるのは登録品種であり、非登録品種は引き続き自家増殖できるとのことであったが、種子法廃止の平成30年4月の翌月には、自家増殖「原則容認」から「原則禁止」に180度転換する方針が示された。

この改正案が導入されると、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利が著しく制限されると同時に、許諾手続や費用、種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える多数の小規模農家にとって大きな負担がかかることになる。しかも、違反した農家は共謀罪の対象となり、10年以下の懲役と1,000万円以下の罰金を払わなければならない。さらに品種登録は早い者勝ちで、種子企業が先に登録したことを知らずに自家増殖すれば特許侵害となり、損害賠償を請求されることにもなる。

また、新しい品種を登録するには数百万から数千万円の費用と年間の維持費も数万円要するとのことで、現実的には企業しか新しい品種の登録はできなくなる。

以上のことから、将来的に日本の農家の経営を圧迫し、地域の農業の衰退や企業による種子の独占により農家が守ってきた多種多様の種の消失につながると危惧する。三鷹市民からこのことを深く憂慮する声が上がっており、市内の農家にも大きな負担をもたらし、農業の継続を困難にすることにつながる。

実際に種子法廃止と自家増殖禁止の両方を導入した国では、さまざまな問題が起きており、例えばイラクではグローバル企業が次々に在来種の種子を品種登録し、農民は主食の種まで企業から高い値段で買うしかなくなり、食の主権を失った事例がある。

日本も同じ道をたどるなら、農家の負担がふえ、種の多くは企業に占有され、米なども高騰し、消費者の命に直結する食生活に大きな影響が出ることになる。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、日本の農業や消費者の権利を守るため、下記の事項を求める。

記

- 1 地域農業、農家や消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保できるよう、農家の権利を制限する「種苗法改定」案を取り下げること。
- 2 東京都は「種苗法改定」に対抗し、農家や消費者を守るための条例を制定すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司